

生食発0728第7号

28 消安第 1591 号

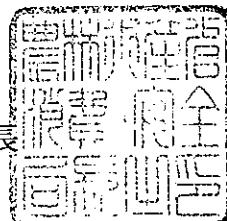
28 水漁第 629 号

平成28年7月28日

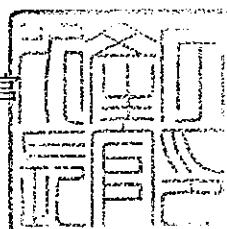
各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿



厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長  
(公印省略)



農林水産省消費・安全全局長



水産庁長官

### 「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

ロシア向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知。以下「通知」という。)に基づき取り扱っているところです。

今般、「農林水産業・地域の活力創造本部」の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」(座長:経済再生担当大臣)において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」等に基づき、輸出環境の整備を図るため、下記の趣旨により、通知の別紙「ロシア向け輸出水産食品の取扱要領」を別添新旧対照表のとおり改正したので、その実施について御理

解、御協力いただくとともに、貴管下関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

## 記

- 1 電子メールによる証明書の発行申請を可能とし、その手続を定める。
- 2 証明書発行申請時の添付書類の簡素化の観点から、以下の手続に係る見直しを行う。
  - ア 「ロシア向け輸出水産食品の官能検査等の運用」に基づく手続を実施している場合であって、過去3年間の登録検査機関による官能検査結果等に問題が認められなかったときは、官能検査等の検証頻度を3年間に1回以上とする。
  - イ 「ロシア向け輸出水産食品の官能検査等実施報告書」を廃止し、「ロシア向け輸出水産食品証明書発行申請書」に必要な記載欄を設けることとする。
- 3 フグの輸出に係る取扱いについて、「ロシア向け輸出フグの取扱いについて」(平成28年4月22日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課事務連絡。以下「事務連絡」という。)の内容を通知に規定する。なお、事務連絡は本日をもって廃止する。
- 4 その他所要の改正を行う。